

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第1号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（開催方法の特例）

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延の防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、オンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得た委員がオンラインによる出席をした場合における次条、第17条第1項及び第30条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

4 オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。